

河内長野市都市公園の指定管理者の指定について

河内長野市都市公園の指定管理者について、下記のとおり候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市都市公園（野球場、プール、庭球場及び平成28年6月に開設予定の下里運動公園を除く。）

2. 指定管理者

団体名 公益財団法人 河内長野市公園緑化協会

住所 河内長野市小山田町674番地の5

代表者 理事長 大江 正温

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 指定管理候補者を非公募で選定した理由

同財団は、都市公園の管理運営の充実、維持管理の効率化等を総合的に実施していく緑の専門家集団として平成7年5月に財団法人として設立され、都市公園等の管理運営を担ってきました。また、公益法人改革に伴い、平成26年4月に公益財団法人へ移行しました。

本市が今後も目指す公共的な緑の総合的一元管理を図り、地域との間で築いてきた信頼関係や人的ネットワークを活かし、市民協働による緑地の整備等も取り入れ、また、公園種別毎の利活用促進にも努め、施設の設置目的に沿った管理運営が誠実に遂行されているところであります。

これらの実績及び緑の総合的一元管理の継続性の観点から、同財団を非公募で選定し、指定管理者とするものです。

(2) 指定管理者の評価

同財団は、過去20年間にわたり河内長野市内の都市公園等の管理運営を行い、公園遊具・施設等の維持管理の経験を培ってきました。長年の経験に基づく河内長野市内の都市公園に関する豊富な知識、データの蓄積により、管理水準の適正化が図られてきました。

また、市民団体やボランティア団体との協働等による公園維持管理、緑地整備に取り組み、地域に溶け込んだ緑のまちづくりを推進してきました。

そして、講習会や講演会、緑化施設見学会、植木市の開催やイルミネーションなどの実施を行い、緑の普及・公園の利活用促進に取り組んできました。

5. 総評

上記のとおり、公益財団法人 河内長野市公園緑化協会を候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市都市公園の指定管理者として指定いたしました。